

九州フィナンシャルグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章（総則）

（目的）

第1条 このガイドラインは、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、当社のコーポレートガバナンスに係る方針、枠組み及び体制等を定める。

2 このガイドラインは、当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 このガイドラインに使用する用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 「コーポレートガバナンス」とは、当社グループが、あらゆるステークホルダーの立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みをいう。
- (2) 「経営陣」とは、当社の取締役及び執行役員をいう。
- (3) 「経営陣幹部」とは、当社の代表取締役及び業務執行取締役をいう。

2 このガイドラインに使用する当社グループに係る呼称の定義は、以下の通りとする。

(1) 当社グループ	①株式会社九州フィナンシャルグループ ②①の子会社 ③①及び②の連結対象又は持分法適用対象となる会社
(2) 当社	(1) の①
(3) 子会社	(1) の②
(4) グループ内会社	(1) の②及び③

（当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第3条 当社グループは、グループ経営理念（別紙参照）を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレートガバナンスの充実に努める。

（改廃）

第4条 このガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

第2章（当社の企業統治システム）

（基本的な考え方）

第5条 当社の企業統治システムに関する基本的な考え方は、以下の通りとする。

- （1）監督と執行を明確化し、取締役会が取締役の職務執行の監督に専念できる環境を整備することにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保する。
- （2）取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定については、経営陣幹部に最大限委任する。
- （3）当社は、経営陣幹部による迅速、果敢な意思決定を支援するため、グループ経営会議や各種委員会など任意の機関を設置し、かつ活用することにより、機動的な業務執行を実現するとともに、コーポレートガバナンスの充実を図る。
- （4）当社は、複数の社外役員による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保する。

（当社が監査役会設置会社を選択する理由）

第6条 当社は、取締役にて組織する取締役会において、経営の意思決定を行い、又、取締役の職務執行を監督するとともに、監査役及び監査役会において、その履行状況などを監査する体制が経営効率の向上やコーポレートガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断するため、監査役会設置会社を選択する。

（取締役会の構成）

第7条 取締役会は、定款上の員数である14名以内とし、第8条に規定する取締役会の役割の実効性を確保するとともに、十分な審議及び安定的な運営が可能な構成とする。

（取締役会・取締役の役割）

第8条 取締役会は、全ての取締役で組織し、法令・定款に定める事項のほか、当社グループ経営に係る重要な業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督することを主要な役割とする。

- 2 取締役会は、機動的なグループ経営の実現と経営陣幹部に対する監督機能の強化を目的に、法令及び定款上の取締役会専権事項並びに当社グループ経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定を、経営陣幹部に最大限委任する。
- 3 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理態勢を適切に整備する。
- 4 取締役会は、経営陣（社外取締役を除く）、グループ内会社などの関連当事者と当社との間に生じ得る利益相反を適切に監督する。
- 5 取締役会は、経営陣（社外取締役を除く）による適切なリスクテイクを支える環境整備に努め、経営陣（社外取締役を除く）からの健全な提案には、説明責任の確保に

向け、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、決議事項が執行される際は、経営陣（社外取締役を除く）の迅速・果断な意思決定を支援する。

- 6 取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行う。又、中期経営計画への取組みやその達成状況について十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析結果を次期以降の計画に反映させる。
- 7 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価などを参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。
- 8 取締役は、取締役会の構成員として、又、株主より経営を付託された受託者として、善管注意義務及び忠実義務に照らし、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行い、経営の意思決定に積極的に参画する。
- 9 取締役は、取締役会の構成員として、経営陣幹部の職務執行状況について報告を受け、適切に監督する。
- 10 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- 11 取締役は、前3項の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を自らの業務に振り向ける。
- 12 社外取締役は、前4項を踏まえ、専門分野に対する幅広い見識及び知見に基づき、中立的かつ客観的な立場で、特に株主をはじめとした社外のステークホルダーの視点に立ち、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から検討・判断するとともに、経営陣幹部の職務執行の妥当性に対する監督機能を担うものとする。

（取締役の選任）

第9条 取締役は、取締役会においてその候補者が選定され、株主総会にて選任される。

- 2 取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下の通りとする。
 - (1) 金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通した当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選定する。
 - (2) 前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社が定める独立性判断基準（別紙参照）に抵触しない社外取締役候補者を複数名選定する。
- 3 取締役会は、取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
- 4 取締役会全体における社外取締役の割合及び知識、経験、能力等のバランスは、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループの経営戦略等を踏まえ、取締役会にて都度検討する。

(取締役会の運営)

第 10 条 取締役会は、会議運営に関し、以下の運営に努めるとともに、審議の活性化を図るものとする。

- (1) 取締役会資料が、会日に十分に先立って配付されるよう努める。
- (2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、取締役に対して十分な情報が提供されるよう努める。
- (3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定するよう努める。
- (4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定するよう努める。
- (5) 審議時間を十分に確保するよう努める。

(監査役(会)の役割)

第 11 条 監査役会は、全ての監査役で組織し、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議することを目的とする。

- 2 監査役会は、法令上その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることにより、当社のコーポレートガバナンスの実効性を高める。
- 3 監査役(会)は、取締役の職務執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切に判断する。
- 4 監査役(会)は、業務監査・会計監査をはじめとする守りの機能を含め、その重要な役割・責務を十分に果たすために、自らの権限を能動的・積極的に行使し、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、又は経営陣に対して適切に意見を述べる。
- 5 監査役は、取締役や会計監査人との意思疎通及び他の監査役、内部監査・内部統制の所管部署との連携を図ることにより、自らの職務執行に必要な情報を収集する。
- 6 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- 7 監査役は、前4項の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を自らの業務に振り向ける。
- 8 社外監査役は、前5項を踏まえ、専門分野に対する幅広い見識及び知見に基づき、中立的かつ客観的な立場で、特に株主をはじめとした社外のステークホルダーの視点に立ち、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営陣幹部の職務執行の適法性に対する監査機能を担うものとする。

(監査役の選任)

第 12 条 監査役は、取締役会においてその候補者が選定され、株主総会にて選任される。

- 2 監査役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下の通りとする。
 - (1) 金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する当社グループ出身の監査役候補者を少なくとも1名以上選定する。
 - (2) 前号を踏まえ、グループ経営監査の観点から特に補完すべき分野の知見に加え、当社が定める独立性判断基準（別紙参照）に抵触しない社外監査役候補者を総監査役候補者選定数の半数以上選定する。
- 3 取締役会は、監査役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、監査役会の同意を得るものとする。

（取締役・監査役の報酬等）

- 第13条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- 2 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営の意思決定機能及び監督機能を十分に発揮できる体系とし、一定部分は、委嘱を受けた分野又は部門の業績貢献度合いに応じたものとする。
 - 3 各取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、前項に定める体系に従い、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
 - 4 各監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

（取締役・監査役への支援体制、トレーニング方針）

- 第14条 当社は、取締役及び監査役が、第8条又は第11条に掲げる役割・責務を適切に果たすことを可能とするため、以下の体制等を整備する。
- (1) 取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に当社グループの経営、業務、財務、組織等に関する必要な知識を得る機会を提供するとともに、必要な費用支援を行う。
 - (2) 取締役及び監査役が、自らの職務を執行するうえで、外部の専門家の助言を得ることが必要と考える場合には、当社はその費用支援を行う。
 - (3) 社外取締役及び社外監査役と経営陣幹部との間で定期的に会合を開くなど、必要に応じ役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備する。
 - (4) 監査部長、経営企画部長及び監査役室長が適切に連携し、取締役及び監査役と内部監査部門との連携を確保する。
 - (5) 経営企画部長及び監査役室長は、当社の情報を社外取締役及び社外監査役に対し適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる。
- 2 取締役会及び監査役会は、各取締役及び各監査役の発言等を通じその役割・責務が適切に果たされているかを随時確認する。又、取締役会は、次期代表取締役に相応し

い候補者が育成されているか等についても随時確認する。

(会計監査人への対応)

第15条 当社は、会計監査人の独立性を確保するよう努める。

- 2 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、以下の対応を行う。
 - (1) 会計監査人を適切に選定及び評価するための基準を策定する。
 - (2) 会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かを確認する。
- 3 取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、以下の対応を行う。
 - (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
 - (2) 必要に応じ、会計監査人が経営陣等から情報を得るための機会を設ける。
 - (3) 会計監査人が、監査役、内部監査担当部署及び社外取締役と十分な連携ができる体制を整備する。
 - (4) 会計監査人が不正等を発見し当社に対し適切な対応を求めた場合や、不備又は問題点等を指摘した場合に対応する体制を整備する。

第3章 (株主の権利・平等性の確保)

(株主の権利の確保)

第16条 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うよう努める。

(株主総会における議決権の尊重)

第17条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であること及び株主総会における株主の議決権行使が株主の権利であることを認識し、これを尊重するとともに、株主が株主総会において適切に権利行使できるよう努める。

- (1) 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供するよう努める。
 - (2) 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努める。
 - (3) 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定するよう努める。
 - (4) 当社は、株主総会に出席する株主のみならず、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境整備に努める。
- 2 当社は、株主総会において可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析

を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うよう努める。

(株主の権利の保護)

第 18 条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性及び合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に対しその内容を適切に開示するよう努める。

2 当社は、買収防衛策の導入及び運用を検討する場合、その必要性及び合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うよう努める。

3 当社は、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を明確に説明するとともに、株主が公開買付けに応じて当社株式を手放す権利を不当に妨げることを無きよう努める。

(株主の平等性の確保)

第 19 条 当社は、全ての株主に対して、その保有する株式の内容及び数に応じて、平等に対応する。

(株主の利益に反する取引の防止)

第 20 条 当社は、株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

2 取締役の競業取引及び自己取引については、会社法の定めに従い取締役会にて決議する。

3 前項において決議した事項は、その取引の都度、取締役会に報告する。

4 主要株主及びグループ内会社等との関連当事者取引を行う際には、アームズ・レンダス・ルールへの抵触の有無など、当社法務部門による審査を受け、その適切性等を検証する。

5 前項において、当社グループの業務又は財務に著しく影響があるもの、又は定型的ではないものについては、取締役会にて決議する。

(株主との対話)

第 21 条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行うよう努める。

2 当社における株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を、以下の通りとする。

(1) 株主との対話全般につき、経営企画部担当役員が統括し、株主との対話にあたっては、経営企画部を中心に、当社各部及び子会社と適切に情報交換を行い、有機的に連携する。

(2) 株主との対話は、合理的な範囲で、経営陣が対応する。

(3) 株主との対話の手段を充実させるため、定期的に投資家説明会等を開催する。

(4) 対話において把握された株主の意見等については、随時、取締役会に報告する。

- (5) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
- 3 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。
- 4 当社は、中期経営計画を策定し、公表するにあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示するなど、その内容を具体的に説明する。

(資本政策)

第22条 当社の資本政策に係る基本方針は、以下の通りとする。

- (1) 利益配分は、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を高め、利益成長を通じた安定的な配当を実施することを基本とする。
- (2) 剰余金の配当は、原則として中間配当と期末配当の年2回実施し、中間配当及び期末配当は取締役会において決議する。
- (3) 内部留保金は、将来の金融環境変化に耐えうる強固な経営体力の維持及び様々なステークホルダーの満足の向上、充実等を図るための原資として活用する。

(政策保有株式)

第23条 当社グループにおいて政策的に株式を保有する場合、以下の観点を踏まえ総合的に判断する。

- (1) 資本的関係を通じ、重層的かつ深度ある情報・ノウハウ共有及び業務連携・提携等が可能であること又は地域経済活性化に資すること。
 - (2) 当社グループの企業価値及び資産価値を著しく毀損しないこと。
- 2 取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、前項を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい及び合理性について説明する。
- 3 当社は、政策保有株式に対する議決権行使にあたり、以下の基準に沿って議決権を行使する。
- (1) 投資先企業の中長期的な企業価値及び株式価値向上に資すること。
 - (2) 当社グループの企業価値及び資産価値を著しく毀損しないこと。

第4章 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第24条 当社グループは、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に向け、お客様、地域社会及び役職員をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

- 2 当社グループは、株主以外のステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、グループ経営理念(別紙参照)に掲げる考え方を当社グループ全体で共有するた

- め、当社グループの全役職員に対し周知及び浸透させるとともに、その実践状況について適宜又は定期的にレビューを行う。
- 3 当社グループは、社会及び環境問題等の持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組むよう努める。
 - 4 当社グループは、ダイバーシティマネジメントを踏まえ、女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進するとともに、豊かな創造性と自由闊達な組織風土の醸成に努める。
 - 5 当社グループは、当社グループの従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や真摯な疑念を伝える事ができるよう、又、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、経営陣から独立した窓口を設置するなど、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

第5章（適切な情報開示と透明性の確保）

（適切な情報開示と透明性の確保）

- 第25条 当社は、株主、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に株主、投資家の視点に立ち、迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示に努める。
- 2 当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題・リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むよう努める。
 - 3 当社は、情報の開示に当たり、利用者にとって有用かつ付加価値の高い記載となるよう努める。
 - 4 当社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供に努める。

以上

(グループ経営理念)**1 お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。**

わたしたちは、これまで培ってきた伝統・人材・想いを結集し、グループ力を最大限に発揮することで、お客様お一人おひとりのニーズに寄り添った、きめ細やかで質の高いサービスをお届けし続けることをお約束します。

2 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。

わたしたちは、地域のみなさまとともに成長する総合金融グループとして、県の枠を越え、活気と魅力に満ちあふれる、ふるさと九州の実現にむけて、貢献し続けることをお約束します。

3 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

わたしたちは、ふるさと九州を彩る自然のような、豊かな創造性と広がりある自由闊達な人材・風土を育むとともに、希望に満ちた未来を次の世代へつなぐため、一人ひとりが挑戦し続けることをお約束します。

(社外役員の独立性判断基準)

- 1 当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間においても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。
- 2 当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。
- 3 当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。
- 4 当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- 5 当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと
- 6 現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。
- 7 弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと

- 8 当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間に於いて当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。
- 9 その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（附則）

- 1 仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。
- 2 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。
- 3 本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。